

徳川林政史研究所所蔵 石河家文書目録（四）

凡例

一 本目録は、徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録したものである。石河家は、尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、石

川光忠が慶長一二三(一六〇八)に徳川家康の命により駿府へ出仕したのをはじめとして、同一五年には美濃・摶津両国内において新知一万石を与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直(家康九男)の付属に転じた。光忠の嫡子正光は、承応元年(一六五二)に初めて尾張藩の年寄役に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、石河家

では、当初「石川」の字を用いていたが、享保一七年(一七三二)九月、旧に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研究室事務報告(二)」自昭和十年一月至十四年十二月による。

本史料群は、昭和一〇年(一九三五)に名古屋より東京へ移送されたとあり、同時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、昭和四二年(一九六七)には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形をとっている。

一 本目録は「石河家文書目録」(四)として、前号の続きとなる、史料番号一二五一～一三三〇までを収録した。なお、本目録は、文書点数が非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であるため、複数回に分けて掲載していくことにする。

一 本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出(または作成者)→宛所、⑤形態・数量、⑥備考の六項目を採録した。

一 番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したが、一部については、今回の整理・目録化作業にあたり、出納・管理の便宜を考慮して新たに番号を付与したものがある。なお、史料の配列や出納の都合上、欠番号はそのままにしてある。

一 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜()を付して内容を補記した。また、戦前期に当研究所において製本され、新たな表題が付けられたものについては、「()」を付けて示すこととした。典籍の場合は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を「()」付きで直後に示すことにした(ただし、内題と外題が同じものに関しては「()」の表記は省略した)。

一 年月日は、原則として史料に記載されている年月日(内容年)を示すことにして、目録作成時に推定した部分については()を付けて適宜表記した。また、年次記載がないものの、おおまかな作成年代がわかる場合には寛政期(寛政以降)(寛政～文化年間)あるいは(江戸期)(明治期)などと()を付して該当する年号や時期を示すことにし、推定不能の場合には(年未詳)とした。

一 差出(または作成者)→宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分に示し、宛所となっている人名を矢印の先の部分に置いた。差出人や宛所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人名を一名掲出し、このほかについては「他○名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「(著)」、「(編)」「(版)」などと表記することにした。

一 形態については、縦(縦帳)・横(横長帳)・横半(横半帳)・状(切紙・続紙・折紙)・鋪(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴つたも

の）・帖（折本）などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴して製本したものに関しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。

一 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるいは合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点数を採用した。

一 備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、および綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思われる事柄を*印を付けて適宜表記した。

一 本史料群には、戦前期に当研究所において複数の史料をまとめて製本した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号を付けて列挙することにした（ただし、丸番号は収録順序を示す目安に過ぎず、細目に該当する個々の史料に実際に番号が付されているわけではない）。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出（または作成者）→宛所、備考の順とし、それぞれ二字アキで示したが（細目の備考については、冒頭に※印を付した）、該当する項目に関する記載がない場合には、省略して表記している。

一 本目録は、平成一四年度～同二〇年度に行つた研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参加者は、太田尚宏・白根孝胤（以上、研究員）、石山秀和・浦井祥子・渋谷葉子・田原昇・西光三・藤田英昭・宮原一郎（以上、非常勤研究員）、上野恵・栗原健一・小宮山敏和・坂本達彦・清水聰・高橋伸拓・滝口正哉・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・吉成香澄・倉持隆・中村佳史（以上、研究生）の二二名である。なお、採録された整理

カードの内容点検と調整・原稿化作業は、白根孝胤が担当した。

【参考】 石河家歴代当主の略歴（尾張家付属から明治三年まで）

初代 光忠 「市正・太八郎 初名 太郎八」

慶長一三年冬

家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕
尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

慶長一五年一〇月一二日 美濃・攝津両国内に新知一万石を与える

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

二代 正光 「伊賀・太郎八 初名 加助」

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去（五七歳） 法名は蓮華院

三代 章長 「隠岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大和守 初名 七郎左衛門 隠居名 章長」

万治元年 初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する
寛文二二年四月一五日 伊賀と改名する
延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二十五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄二年一一月二三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六〇歳) 法名は章長院

四代 正 章 「出羽守 太八郎・鞆負・大炊 初名 幸七郎」 隠居名

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見する

元禄一三年一二月二二日 鞆負と改名する

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二十五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝曆三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

五代 忠 喜 「伊賀・太八郎・隠岐 初名 七太郎」

享保四年九月一二日 藩主に初めて御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二一日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光 當 「伊賀守 雅樂・伊賀 初名 千次郎」 実は出羽守正章 の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二三日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月 伊賀と改名する

元文四年八月六日 年寄役となる

元文五年一二月二一日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

七代 光 築 「伊賀守 太八郎・一学 初名 銀次郎」 実は伊賀守光

當の四男

寛延元年一〇月二五日 石河三藏の名跡を継ぐ

明和五年二月十五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 「太郎八 初名 初次郎」 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 「伊賀守 太八郎 初名 幸七郎」 実は太郎八光豊の嫡子

文化三年一月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

勤めるべき旨を仰せつけられる

文化九年一月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二三日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年

慶応三年 隠居

死去

九代 光 晃 「太八郎・佐渡守・佐渡 初名 孟一郎」

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一〇月二一日 太八郎と改名する

安政四年一二月二一日 従五位下佐渡守に叙任される

明治元年一二月二四日 官位返上により、佐渡と名乗る

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

(以上は、石河家文書一〇一二「系譜」および「藩士名寄」による)

明治三年九月

明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

三五 [市江三ヶ所年貢勘定](帳)

(江戸期)

[石河]

縦

三五 [大浦村・駒塚村・城屋敷村三郷毛見御免相積帳]

明治元年一一月

[石河]

縦

① 夏以来深溜者外違作付大浦村・駒塚村・城屋敷村三郷毛見御免相積帳

② 村々江遣ス差紙留

三五 曾井中嶋村井水論付諸事留帳

享保七年

[石河]

縦

三五 川々用悪水明細帳

嘉永五年一二月

御陣屋

縦

三五 [定免願](定免願書)

慶応四年

(美濃方縣郡古津村外・尾張春日井郡志段味村・美濃中島郡駒塚村)

縦綴

① 差上申一札之事 慶応四年八月 志段味村庄屋 山田平蔵(黒印) 他四名→安井弥九郎 他三名

② 年符割書付 卯六月 中嶋郡駒塚村 代吉・嘉右衛門

③ 当辰年より定免年限継之願書 辰四月 古津村庄屋 村瀬辰三郎(黒印) 他二名→御代官御役所

④ 当辰定免手限明付年限継之願 慶応四年四月 志段味村庄屋 山田平蔵(黒印) 他三名→近藤寛次郎殿

濃州高須輪中福江落松先築流小土手去申御普請配賦 嘉永二年一月 石津郡福江村

[宛紙]

* 「堤方役赤生真八(黒印)・横井兵八郎(黒印) 右村庄屋中」とあり。

三五 山中村多助願書同答書

寛政二年一〇月

莉羽郡山中村庄屋 德兵衛 他一七名→

〔虫掛〕御夫行所

縦

三五 御領知鉄炮之儀留書

(宝永六年一〇月) 享保二年一二月

〔虫掛〕御夫行所

縦

三五 銘々積出米御免相居候取米帳

① 銘々積出米御免相居候取米帳 明治元年一月

② 明治元辰年一二三概別込増米(帳) (明治元年辰一一月)

③ 銘々積出之内番附戻(書上)

明治元年一一月

〔虫掛〕御夫行所

縦

三五 銘々積出米御免相居候取米帳

明治元年一月

〔虫掛〕御夫行所

縦

番号表題

差出(作成)→宛所

年月日

形態・数量

- 〔検地帳〕(三稻繰出新開田方検見帳) (明治元年)辰一一月
 (明治七年)同九年
 (石河)

④ 銘々積出米左之通(書上)・一二三積出米御免相居候取米帳

(明治元年)辰一一月
 (明治七年)同九年

(石河)

① 檢地帳 明治七年一二月

② 三稻繰出新開田方検見帳

明治八年一二月

③ 三稻繰出新開田方検見帳

明治八年一二月

④ 三稻繰出新開田方検見帳

明治九年一二月一六日

- 〔檢見六等簿三稻繰出新開扣地〕(書上)
 (明治八年)一月一五日

① 檢見六等簿三稻繰出新開扣地(帳)

② 檢見等概簿三稻繰出新開地(書上)

③ 三稻繰出新開畠方上乗土地坪取調賃貸積立簿

(明治八年)一月一五日

横半

- 〔鐵炮之儀〕(留帳)
 章長院様御代御在所御知行所
 鉄炮之儀 宝永一年

(石河)

一

- 〔願達留〕
 ① 願達留 安政五年正月
 ※安政四年から同六年までを記載。

(安政四年～同七年)

一

- 〔願達留〕
 ② 願達留 安政七年正月 上紙庄屋組↓
 ③ 中嶋郡三宅村松橋御願帳 安政七年正月

(文政二年一月)

一

- 〔仕上御請書・門樋願書写〕
 *美濃国多芸郡大場村松永忠太所持の手習本。

(明治三年一〇月)

一

- 〔美濃国山縣郡中屋村明細書上帳〕

① 美濃国山縣郡中屋村明細書上帳 明治三年一〇月 庄屋 弥右衛門(黒印) 他三名→笠松縣御役所

※「明治二庚午十二月 中屋村繪図」(彩色あり)が挟み込まれている。

② 明治三年貳拾ヶ年御取米厘附帳 明治三年 石河太八郎元領知山縣郡中屋庄村屋 弥右衛門(黒印) 他三名→笠松縣御役所

一

- 〔美濃国山縣郡中屋村明細書上帳〕

① 美濃国山縣郡中屋村明細書上帳 明治三年一〇月 庄屋 弥右衛門(黒印) 他三名→笠松縣御役所

※「明治二庚午十二月 中屋村繪図」(彩色あり)が挟み込まれている。

② 明治三年貳拾ヶ年御取米厘附帳 明治三年 石河太八郎元領知山縣郡中屋庄村屋 弥右衛門(黒印) 他三名→笠松縣御役所

一

〔御物成勘定目録〕

明治二年

曾井村上組

三六五

中嶋並川岸反畝寄帳

* 覚書の挟み込みあり。

三六六

鉄炮改之御用(留)

* 表紙に「重帳有追々留書入候ハ、重帳へも可戴之」とあり。

(宝永六年～同七年)

〔石河〕

三六七

承応二年以来御物成都合米之員数を記

(承応二年～元文五年)

〔石河〕

三六八

〔御屋敷古堀新堀下作名前帳〕

(慶応二年～同四年)

〔石河〕

三六九

〔田畠捉米取立帳〕

(慶応二年二月)

〔石河〕

三七〇

〔田畠捉米取立帳〕

(慶応二年二月)

〔石河〕

三七一

〔田畠捉米取立帳〕

(明治六年～同七年)

〔石河〕

三七二

〔田畠捉米取立帳〕

(明治六年～同七年)

〔石河〕

三七三

〔知行所年貢調達金等書上〕

(幕末期～明治初年)

横綴

三七四

① (年貢米勘定覚) 明治三年二月 市之瀬村 桑原應助(印)→岩田熊次郎殿

三七五

② 覚御下渡米請取(付) 明治三年二月 辛未年二月

(市之瀬村 桑原應助)

〔石河〕

三七六

③ 記救夫食代等(付) 辛未年二月

(市之瀬村 桑原應助)

〔石河〕

三七七

④ 記(元領知村々江渡米錢(付) 辛未年 石河太八郎

(石河太八郎)

〔石河〕

三七八

⑤ 覚(梅莫寺田地買上金明細等(付) 巳二月

(梅莫寺田地買上金明細等)

〔石河〕

三七八

⑥ 覚(当借金明細(付) 辰二月 浅井文五左衛門(印)→御勝手方御役所

(御勝手方御役所)

〔石河〕

三八〇

⑦ 覚(当借金明細(付) 辰二月 浅井文五左衛門(印)→御勝手方御役所

(御勝手方御役所)

〔石河〕

三八一

⑧ 覚(当借金明細(付) 辰二月 浅井文五左衛門(印)→御勝手方御役所

(御勝手方御役所)

〔石河〕

三八二

⑨ 覚(当借金明細(付) 辰二月 浅井文五左衛門(印)→御勝手方御役所

(御勝手方御役所)

〔石河〕

三八三

⑩ (作事入用勘定覺) 辰二月 浅井文五左衛門(印)→御勝手方御役所

(御勝手方御役所)

〔石河〕

- ⑧ (春茹繩上之畠方分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑨ (春茹七沼跡田成分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑩ (杣之戸前畠分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑪ (八ヶ所分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑫ (四ヶ所分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑬ (切田分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑭ (直り地畠方分辰より丑十ヶ年均高ニ付覚)
 ⑮ (堤外所々田成方辰より丑十ヶ年均シ高ニ付覚)
 ⑯ (柳林成分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑰ (御控地分辰より丑十ヶ年概高ニ付覚)
 ⑱ (堤外田方分辰より丑十ヶ年均シ高ニ付覚)
 ⑲ (本田分直り地分辰より丑十ヶ年均シ高ニ付覚)
 ⑳ (北今ヶ淵村本田分等辰より丑十ヶ年平均高ニ付覚)
 ㉑ (定納麦高等覺書)
 ㉒ (北今ヶ淵村辰より丑十ヶ年平均米・麦高覺) 壱六月
 ㉓ (断簡) 閏七月 御領知奉行
 ㉔ (北今ヶ淵村辰より丑十ヶ年概高ニ付覚) 壱六月
 ㉕ (町數等覺)
 ㉖ (春茹り上畠・杣戸前畠十ヶ年概高ニ付覚)
 ㉗ (北今ヶ淵村米高・麦高覺) 壱六月
 ㉘ (大明神村・北今ヶ淵村地直ニ付伺書) 閏七月
 ㉙ (北今ヶ淵村当寅ち来ル午迄五ヶ年定納高ニ付達) 嘉永七年八月
 ㉚ (北今ヶ淵村辰より丑十ヶ年平均高等ニ付覚)
- 町地形糞同替地畠御年貢改帳 三〇
- 曾井中島村・小衣斐村・辻沢村御収納御払米代金御勘定 賦帳 二六
- 享保二年三月 明治元年二月
- 九
- 坂野助左衛門 嘉永七年八月 御代官・御領知奉行→右村庄屋・組頭
- 郷只七郎→安井弥九郎・吉田清蔵

番号表題

*紙背文書あり。

	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
〔三八二〕	明治二年一二月	郷只七郎(黒印)	横
曾井中島村御収納米御払御勘定帳			
〔三八三〕	慶応四年三月吉日	中嶋孝之丞殿	横
攝州武庫郡門戸村男女増減帳		攝州武庫郡門戸村庄屋儀右衛門他二名↓	横
*宗門改一札も綴り込まれている。			
〔三八四〕	享保一〇年一二月	駒塚村	横
新町地形見分帳			
〔三八五〕	嘉永五年		
嘉永五子年御物成取立帳			
〔三八六〕	御勝手方より差上候御金請払帳		
御貸出調(貸出金書上帳)			
〔三八七〕	宝暦一二年七月		
御道具壳上帳			
〔三八八〕	天保八年正月		
〔尾州御屋敷江御持せ御道具帳・御道具壳上覚〕	(文政七年・天保九年)		
①尾州御屋敷江御持せ御道具帳 文政七年二月一六日改	御側方		
②道具書付			
③御道具壳上覚帳	天保九年七月益前		
〔三八九〕	(万延二年)正月	松井喜十郎	横
万延元申年御物成取立帳			
〔三九〇〕	(万延元年)正月	松井喜十郎	横
安政六年御物成取立帳	元治元年	棚橋忠右衛門	横
〔三九一〕	(曾井中島村・小衣斐村・辻沢村御収納米御払代金御勘定帳・御屋鋪古堀新堀下作名前帳・米麦金納并小物成諸運上引継銀共御金上ヶ帳)	元治元年一二月	横綴
①曾井中島村・小衣斐村・辻沢村御収納米御払代金御勘定帳	元治元年一二月		
②子之年御屋鋪古堀新堀下作名前帳	元治元年一二月		
③米麦金納并小物成諸運上引継銀共御金上ヶ通(帳)	元治元年七月	棚橋忠右衛門	横
〔三九二〕	(明治三年~同五年)	秋元久馬	一
〔御金元請送り覚帳〕			

① 御金元請送り覚帳 明治三年一一月
 ② 明治三年午十一月十五日ヨリ 御移駒塚御屋敷諸事留帳 (明治三年一一月一五日～同五年六月)

(江戸初期)

横綴

[江戸夫銀之覚]

- ① 江戸夫銀之覚
- ② 御家中諸士江戸江御使ニ參候節願次第當分借用金之覚 辰四月
- ③ 江戸江御使ニ被罷下候衆拝借金之覚

横綴

三五

[御屋敷様古堀新堀下作名前帳・米麦金納並小物成諸運 文久二年
上引継銀共御金上ヶ通]

棚橋忠右衛門

上引継銀共御金上ヶ通

横綴

文久二年辰四月

文久二年

横綴

三五

[寛文以降宗門改ニ閑スル記録]

横綴

(寛文～延宝年間)

- ① (御家来加嶋作右衛門切支丹類縁ニ付書状) 一〇月朔日 竹(竹腰)阿波守(正辰)→石(石河)羽州様
- ② (針立傳十郎幾利支丹宗門之儀ニ付書付)
- ③ (針立傳十郎親族系図)
- ④ (幾利支丹死骸改之儀ニ付書付案文)
- ⑤ (切支丹生死之分ケ書付指出ニ付書文)
- ⑥ (加嶋作右衛門处分ニ付判形致難旨書付)
- ⑦ (覚針立傳十郎家生死ニ付) 戊戌月三日
- ⑧ (覚切支丹類縁江戸帳面吟味ニ付) 九月一四日 大久保惣右衛門 他二名
- ⑨ (加嶋作右衛門处分ニ付願書案文)
- ⑩ (覚切支丹佐分利傳十郎家生死ニ付書付) 寛文二三年五月二二日
- ⑪ (覚切支丹佐分利傳十郎家生死ニ付書付) 延宝元年一二月二二日

横綴

一

一

一

一

三五

[曾井村御引得地本証文]

横綴

一

- ① 本物返シ九年切田地相渡借用申金子之事 元禄八年一一月三四日 借主曾井村新右衛門(印) 他二名→石神村喜左衛門
- ② 本物返シ三年季ニ田地相渡シ借用申金子之事 元禄一五年一二月二〇日 曾井村名主三四郎(印) 他二名→石神村喜左衛門

石河家文書目録(四)

一一

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
③ 拾年季ニ壳渡申田地之事	元禄九年極月二九日	借主 曽井村 新右衛門(印) 他三名→石神村 平右衛門	
④ 拾年季ニ壳渡申田地之事	元禄九年一二月二九日	曾井村 新右衛門(印) 他二名→石神村 弥市	
⑤ 高小作付(御年貢不足米ニ而金子五拾四兩三分借用ニ付)	延宝六年	そい村 かり主 三四郎(印) 他五名→長や村 市郎左衛門	
⑥ 本地返シ拾年切ニ田地相渡借用申金子之事	元禄一〇年二月朔日	借主 曽井村 新右衛門(印) 他五名→長屋村 市郎左衛門	
⑦ 田地高捷米共ニ相渡シ借用申金子之事	元禄一一年二月一七日	曾井村名主 甚右衛門(印) 他一名→長屋村 市郎左衛門	
⑧ 三ヶ年季高渡しニ而借用申金子之事	元禄一六年二月一九日	曾井村名主 三四郎(印) 他三名→法林寺村 茂兵衛	
⑨ 先年本物ニ取申田地之覚	元禄一六年六月一八日	長屋村 市郎左衛門(印) 他二名→上原条右衛門 他一名	
⑩ 覚(御勝手御入用金四万両不足ニ付書付)			
⑪ 覚(御家中御切米書上)	一一月一九日		
⑫ 覚(西之暮積金不足之内訳書上)			
(前津買上長屋留) (前津御屋敷御長屋御買上一件ニ付書類) (嘉永七年~明治初年)			
① 前津御屋敷御長屋御買上ケ一件ニ付書類入	嘉永七年六月		
※封紙のみ。表紙に「但壳券本証文ハ為三郎方より御手許江上ル」とあり。裏に朱書で「前津御下屋敷鉛木惣兵衛へ御拵之書類モ在中」とあります。			
② 口上(御下屋敷地御書取ニ付御洒壳樽頂戴ニ付)	一一月朔日 大根屋金四郎→石河様		
③ (古酒代受取覚) 西一月朔日 美寿屋幸助→石河様御屋敷			
④ 差入申証文之事(前津本郷之内諸役諸懸之儀ニ付)	御名内→庄屋・組頭中 ※雛形		
⑤ 覚(御酒等頂戴付受取覚) 西一月朔日 庄屋 又兵衛 他一名→石河様御下屋敷 野崎長左衛門様			
⑥ 覚(前津御屋敷御買上ケ御祝儀等諸入用残金上納ニ付覚)	一一月朔日 野崎長左衛門→飯沼五百之進殿		
⑦ (家屋敷御買上ケ之儀ニ付書状) 五月一四日 小文治→弥九郎様			
※御買上屋敷地の年貢割合に関する別紙書付あり。			
⑧ 乍恐奉願上候御事(前津中之切之内東側石河太八郎様御屋敷江切壳仕度ニ付願書下書)	大野屋弥兵衛		
※端裏書「町奉行所へ持主与兵衛より願書之下」。			
⑨ 証(前津小林村内屋敷鉛木惣兵衛江譲渡ニ付)	明治二年一〇月 御名内 野崎久助 他一名→前津村庄屋・組頭中		

(濃州分石河様御領地村付他)

① (東海姫氏国百世代天工之詩) (江戸後期)

※野馬台詩のこと。東海姫氏国は日本。

- ② 覚(借金返済証文) 安政四年一〇月 五兵衛→いせや数右衛門殿
- ③ 覚(上納金添状) 丑正月一八日 いせや数右衛門→大鳴宇右衛門殿
- ④ おほへ(御役金割付出納帳) (卯正月二二日~六月上旬)
- ⑤ (東海姫氏国百世代天工之詩)
- ※①と同内容。
- ⑥ 覚(入足代納之節添状) 三月一七日 升屋茂右衛門→坂下村御庄屋様
- ⑦ 書状(勝川村橋貸之儀付)
- ⑧ 覚(金子請取状) 未一二月 弥勒寺村 東光寺(印)→坂下村 良助様
- ⑨ 覚(入足貸請取状) 亥七月一七日 右役人 良助
- ⑩ 覚(金子請取状) 亥七月一三日 源兵衛(印)→数右衛門様
- ⑪ 覚(借金内訳書上)
- ⑫ 覚(御用金等勘定書上) 西一二月 升屋茂右衛門→和泉屋・御庄屋様

- ⑩ 証(鈴木惣兵衛江御屋敷讓渡付) 明治二年一〇月 御名内 野崎久助他一名→鈴木惣兵衛殿 他四名
- ⑪ 覚(石高・納米高覚) 巳二一月 庄屋 忠兵衛→石河様御屋敷
- ⑫ 永代壳渡屋敷証文之事(控) 安政四年一月 壳主 桜井屋弥平(印) 他四名→石河様御内 秋元惣助様
- ⑬ 覚(上畠地面代金覚)
- ⑭ 永代壳渡家屋敷証文之事(控) 安政四年一二月 壳主 桜井屋弥平(印) 他四名→石河様御内 秋元惣助様
- ⑮ 約定之事(譲り屋敷引払之節壁土台共御残可被成下候様約定之事) 安政四年一二月 桜井屋弥平→石河様御内 秋元惣助様
- ⑯ 一札(屋敷控致度付奉行所帳面附替之儀取計願) 嘉永七年六月 御名内 安井平九郎 他一名→前津村庄屋・組頭衆中
- ⑰ (御買上屋上畠図)
- ※貼紙あり。法量二七・五cm×三九・五cm。
- ⑯ (今般切壳奉願候家周辺図) ※法量二五・四cm×三四・〇cm。
- ⑯ (屋敷控致度地所之図) ※付札あり。法量三一・一cm×四二・五cm。

番号表題

石河家文書目録(四)

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

一四

- | 番号 | 年月日 | 差出(作成)→宛所 | 形態・数量 |
|----|-------------------------|-------------|--------------------------------|
| ⑯ | (易占卦意書付) | | |
| ⑰ | (知多郡村々庄屋名付) | | |
| ⑱ | 書状(摺州西宮神主代官廻村之儀ニ付) | 午六月 | 黒田真八郎(印)→引請村々庄屋衆中様 |
| ⑲ | 書状(金比羅參詣ニ付渡船願) | 一〇月五日 | 石川一学→隠居久四郎様 |
| ⑳ | 覚(米錢勘定書上) | | |
| ㉑ | 覚(諸品値段書上) | 四月二七日 | おのや→伊勢屋様 |
| ㉒ | 覚(諸品支払勘定帳) | (一月晦日~九月朔日) | *断簡 |
| ㉓ | 覚(金銀貸借勘定書上) | 卯月八日 | 直平→庄左衛門 |
| ㉔ | (借用金勘定帳) | | |
| ㉕ | 覚(割付金立合勘定書付) | | |
| ㉖ | 覚(割付金請取状) | 子正月一八日 | 坂下いせや朝右衛門→小鶴村大鳴字右衛門様 |
| ㉗ | 覚(金子勘定書上) | 亥一二月 | 田中(印)→伊勢屋数右衛門 |
| ㉘ | 書状(伊賀守息女久々利來訪之節休息所ニ付願書) | 九月二二日 | 野崎久左衛門→良助殿 |
| ㉙ | 覚(諸品支払勘定書上) | 卯七月 | 阿ふミ屋半七→いせ屋数右衛門様 |
| ㉚ | (占文書上) | | |
| ㉛ | 濃州分石河様御領地(書上) | | |
| ㉜ | (尾州愛知郡石河様御領地書上) | | |
| ㉝ | (尾州春日井郡石河様御領地書上) | | |
| ㉞ | (欠落人御尋ニ付村々御達書) | 寅三月 | |
| ㉟ | 乍恐奉願上候御事(西之宮下神職跡式相統願) | 天保七年正月 | 春日井郡和泉村岡崎良助伴願主嘉助→西之宮配下触頭落合左次馬殿 |
| ㊱ | 乍恐奉願上候御事(年々御役升代ニ付願) | 天保二年四月 | 春日井郡和泉村岡崎良助(印)→矢野藤九郎様御陣屋 |
| ㊲ | 一札(宗門改送状) | 文化二四年二月 | 右村庄屋藤三郎(印)→丹羽郡岩倉村御庄屋中 |

〔宗門請状〕

- (江戸中期～明治初年)
- ① 濃州池田郡二宮社僧宗門御請状之事 安政六年三月 大長院春栄(印)他一〇名→御奉行所
 - ② (古転切支丹曾孫・玄孫之女類族の御除付達) 享保九年七月 彦坂亮岐守他一名
 - ③ (松井文治惣切支丹類族の離候付達) 天明九年(寛政元)閏六月二三日
※端裏書「切支丹類族御留之内書拔」。
 - ④ (切支丹類族離候付生駒因幡守と間合書付) 安永一〇年三月
※端裏書「切支丹類族御留之内書拔」。
 - ⑤ (常刀之者渡場賃錢支払方等付達) 壬申五月一五日 岐阜県庁→駒塚住貫属士族石河太八郎殿
 - ⑥ (常刀之者渡場賃錢支払方等付達) 壬申五月一五日 岐阜県庁→駒塚住貫属士族石河太八郎殿
 - ⑦ (来ル五日迄書付取調否差出苦之者名簿)
 - ⑧ (柏原悦次郎他一名姓名書付)
 - ⑨ (今般被仰出候達) 壬申四月晦日 取締・戸長→河合悦之助他一〇名
 - ⑩ (皇太神宮大麻御渡等付達) 五月七日 戸長・取締
 - ⑪ (年賀状) 正月二四日 細井藤助(花押)→石河孟二郎様御報
 - ⑫ (大納言様御機嫌能御越年之旨等付年賀状) 正月一五日 津田縫殿頭信任(花押)→石河猛次郎殿

駒塚村堤通町屋地形築方前積帳

*表紙に「田方高下水計積り」とあり。

御在坂御入用村々減高千五百両割調達金御返済割元帳

(御在阪御入用村々減高千五百両割調達金御返済割取

帳

*表紙に「但慶心二寅ヨリ五ヶ年済」とあり。

〔小牧小荷駄市留〕(他)

① (小牧駒市由緒)

尾州春日井郡小牧村

(江戸初・中期)

石河家文書目録(四)

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

一六

② 御在国日帳書抜 寛文六年九月四日

※折紙。

③ 覚(門戸村・瓦林村へ被下酒料等三付) (辛未七月)

※金錢勘定書の貼付あり。

④ 諸大名留守居共茶屋等ニ而之出会禁止ニ付書付) (寛保二年)五月二十九日

※貼紙あり。

⑤ 御書籍之儀ニ付松平太郎右衛門差出候書付写(御文庫ニ御座候日本記録日記等吟味書上) 七月 松平太郎右衛門

※貼紙あり。

⑥ 御家中之輩知行所損亡之節御普請役御用捨之御定 享保八年二二月

※貼紙あり。

⑦ (金銀吹改ニ付向笠孫之進より廻状留) (元文元年五月~同三年一二月)

⑧ (渡辺半蔵方面郡堤御普請御願相済候節留帳写) (寛保二年一〇月二三日~一二月一二日)

※折紙。貼紙あり。

一三〇三

〔御本丸御城書書抜〕(御本丸・西御丸御城書書抜)

(江戸中期)

- | | | |
|---|----------|-------|
| ① | 御本丸御城書書抜 | 九月二四日 |
| ② | 西御丸御城書書抜 | 九月二四日 |
| ③ | 御本丸御城書書抜 | 一〇月朔日 |
| ④ | 御本丸御城書書抜 | 一〇月二日 |
| ⑤ | 西御丸御城書書抜 | 一〇月二日 |
| ⑥ | 西御丸御城書書抜 | 一〇月四日 |
| ⑦ | 御本丸御城書書抜 | 一〇月四日 |
| ⑧ | 西御丸御城書書抜 | 一〇月六日 |
| ⑨ | 御本丸御城書書抜 | 一〇月六日 |

一三〇四
村々堤防普請入用(帳)

横

一

横

一

(尾州御城御普請(他書抜)

(寛文～元文年間)

横綴

- ① (尾州御城御普請掛候大名・奉行書上)

- ② 御在邑之刻之事 (江戸中期)

- ③ (御在府状留書抜) (元文四年正月～二月)

- ④ 御在府状留之内書抜 寛文九年

二〇六

駒塚町地形御普請所人足配符留帳 附 日用銀渡方村々

享保二年正月

坂野助左衛門

横
一

二〇七

*大野村丁場・大明神村丁場・南条村丁場・大浦村丁場・北今ヶ瀬村・城屋鋪村・駒塚を対象。

坂野助左衛門

横
一

二〇八

御普請人足代銀渡方帳

享保一年正月

横
一

二〇九

地形就御普請被下物払帳

坂野助左衛門(印)

横
一

二一〇

〔正徳以降 猿尾普請願書〕

(正徳五年～明治三年)

横綴
一

二一一

① 乍恐御願奉申上候御事(木曾川通猿尾式ヶ所御普請ニ而金七十兩余内借ニ付)

明治三年七月 福江村庄屋 伊藤秀三郎(印) 他二名→邑宰方御役所

御役所

横
一

二一二

② 乍恐御達奉申上候御事(古松入札仕候處与左衛門落札ニ付)

午二月 南条村庄屋 坂述助(印) 他二名→御代官御役所

- ③ 乍恐御願上候御事(不時御普請願上ニ付)

午九月

上岡嶋村庄屋 助役 幸次郎(印) 他二名→御邑宰方御役所

- ④ 諸色代銀積方之覚(不時御普請願ニ付)

午九月

上岡嶋村庄屋 細野福介(印)→御邑宰方御役所

- ⑤ 御内達奉御請候(当半年月次調達金之内訛書上ニ付)

午二月

坂野助左衛門(印)

横
一

二一二

⑥ 乍恐御願奉申上候御事(松樋代替ニ相成古松橋修復ニ付)

午正月

南条村庄屋 三左衛門(印)→岩田熊治郎

- ⑦ 党鉄・檜皮代金支払ニ付)

午二月

南条村庄屋 三左衛門(印)→御代官御役所

- ⑧ 乍恐御歎願奉申上候御事(松樋御伏替入用相増候故御手当被下候ニ付)

午二月

南条村庄屋 三左衛門(印)→御代官御役所

- ⑨ 党松樋入用錦代銀御下ヶ願ニ付)

午二月

南条村庄屋 三左衛門(印)→岩田熊治郎殿

- ⑩ 乍恐御願奉申上候御事(木曽川堤ニ御材払願)

午九月

福江村庄屋 諷訪市太郎(印) 他三名→邑宰方御役所

- ⑪ 乍恐御達奉願上候御事(出水之為猿尾手戻り大破ニ付御見分願)

午九月

福江村庄屋 諷訪市太郎(印) 他三名→邑宰方御役所

※細目⑩と⑪は同じ包紙で包まれている。

- ⑫ 乍恐御達奉願上候御事(出水之為松場江内村堤欠所防ギニ付諸色手当之願)

午九月

福江村庄屋 諷訪市太郎(印) 他三名→邑宰方御役所

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- (13) 乍恐御達旁奉願上候御事(木曾川堤大破二付火急御裁許被仰付度旨) 午九月 福江村庄屋 諏訪市太郎(印) 他一名→邑宰方御役所
 (14) 乍恐御達旁奉願上候御事(欠所之箇所を添急ぎ御見分被下度旨) 午九月 福江村庄屋 諏訪市太郎(印) 他一名→鵜多須邑宰方御役所
 ※細目(13)と(14)は同封。

- (15) 乍恐御達旁奉願上候御事(欠所修繕之材木等入用二被成下度旨) 明治三年六月 大浦村庄屋 善助(印) 他一名→御邑宰所
 (16) 濃州成田村水除見分仕候覚(成田村新水除願二付) 正徳五年八月 橫地仁兵衛他五名↓
 (17) 乍恐以書付奉願上候御事(新門掘割二付) 寛保元年一月

- (18) 宝曆十三末冬ニツ松殺生之覚 宝曆二三年

- (19) (水損故百姓困窮之為地川運上金等二付願書付) 宝曆五年二月二六日

- (20) 松御普請人足諸入用記帳 明治三年正月 南条村庄屋 儀藏(印) 他二名→岩田熊治郎殿

- (21) 下嶋ノ巣御見取所川欠書上帳 明治三年九月 濃州石津郡市之瀬村

横綴 一

三〇

〔地頭御普請所請合一件〕

(享保(天保年間))

三一〇

- (1) 御請申上御並請所事(駒塚村南御堤通ニ町屋御取立地形築方御普請所人足六ヶ村高割二付) 巳一二月一二日 城屋敷村庄屋 清右衛門(印)
 他二一名→坂野助左衛門殿

※貼紙あり。

- (2) 乍恐奉願口上書御事(地形築御免願二付) 享保一〇年一一月一六日 駒塚村惣百姓代 久右衛門(印) 他四名→坂野助左衛門殿

※駒塚村庄屋・組頭の奥印あり。貼紙あり。

- (3) 差上申一札之事(町屋地形出来次第村百姓共家引越之儀二付) 享保一〇年一一月一七日 駒塚村惣百姓甚六(印) 他八四名→坂野助左衛門殿

- ④ 熟談一札之事(市之瀬村・大浦村立合野方差入組出来一件二付) 天保一年七月 大野村庄屋 坂文三郎(印) 他五名→御代官御役所
 ⑤ 駒塚村御百姓共江申聞候覺書(町屋御取立二付) 巳一月一四日 坂野助左衛門→駒塚村庄屋・組頭中・惣百姓
 ※貼紙あり。

- ⑥ 乍恐以書付奉願候事(鵜飼船五艘新規つなき置度二付控) 享保一年正月 濃州中嶋郡大浦村小兵衛(印) 他四名→坂野助左衛門殿
 ※奥印あり。

- ⑦ 乍恐以書付奉願候事(鵜飼船五艘新規つなき置度二付控) 享保一年正月 濃州中嶋郡大浦村小兵衛(印) 他四名→坂野助左衛門殿
 ⑧ 覚(町家数・町地形築方普請入用其外之義二付) 午三月 坂野助左衛門

※「町家数ヶ所地替地改諸目録」(通御用覚書)と記された紙片の挟み込みあり。

- ⑨ 覚(新町家作り之儀付申渡) 午正月一七日 坂野助左衛門(印)→駒塚村庄屋中
- ⑩ 覚町地形出来付家作り引移り之義申渡) 午一月 坂野助左衛門(印)→駒塚村庄屋中
- ⑪ 覚舟越渡錢之義付渡守共江令承知候様申渡) 午三月 坂野助左衛門(印)→駒塚村庄屋中
- ⑫ 乍恐以書付奉願御事(渡船壹艘并鵜飼舟五艘無役所持仕度付) 享保一年正月 駒塚村庄屋藤左衛門(黒印)他一名→坂野助左衛門殿
- ⑬ 乍恐以書付奉願御事(渡船壹艘并鵜飼舟五艘無役所持仕度付) 享保一年正月 駒塚村庄屋藤左衛門(黒印)他一名→坂野助左衛門殿
- ⑭ 乍恐以書付奉願御事(鵜飼舟五艘船役錢船役御免被下度付) 享保一年正月 濃州山県郡中屋村庄屋弥右衛門(黒印)→杉浦善之右衛門殿
- ※「上 鵜飼舟願書案文共 中屋村」と記された紙片の挟み込みあり。
- ⑮ 乍恐以書付奉願御事(鵜飼舟五艘船役錢船役御免被下度付) 享保一年正月 濃州山県郡中屋村庄屋弥右衛門(黒印)→杉浦善之右衛門殿
- ※細目⑯と同内容。
- ⑯ 乍恐以口上書奉願御事(商人荷物之間屋被仰付被下度付) 享保一年三月 駒塚村庄屋藤左衛門(黒印)→坂野助左衛門殿
- ※奥印あり。「問屋願書駒塚村藤右衛門」と記された紙片の挟み込みあり。
- ⑰ 覚(庄屋・与頭共江被下金錢差引勘定覚) 午三月
- ⑱ 覚御普請中村々庄屋・組頭共負担人足・代金書上) 午三月 坂野助左衛門
- ⑲ 堤上居住九人之御百姓共江申聞候覚 享保一〇年一月一五日 坂野助左衛門→駒塚村堤上小百姓
- ⑳ 覚(駒塚村新町屋地形築人足・代金請取覚) 享保二年正月一〇日 坂野助左衛門(黒印)→花輪平太夫他一名
- ㉑ 乍恐以口上書奉願御事(一宿之宿借申度由頼申者留申儀御免被下度付) 午三月 駒塚村庄屋藤左衛門(黒印)他三名→坂野助左衛門殿
- ㉒ 乍恐口上之覚(亡父三年忌付生前不調法御赦免被下度付) 未二月 丹羽郡宗雲新田丹右衛門
- (正保以降 御役名順・起請文)
- (正保年間~江戸中期)
- ① 覚(渡辺半蔵跡目付久世大和守殿江差出候書付) 閏一〇月
- ② 湯本家由緒書
- ③ 十六将姓名(書上)(酒井左衛門尉忠次以下)
- ④ (今井頼母死骸取置及本多吉五郎病死付七里状留写)
- ⑤ (同心有馬湯治之儀付書付) 寛保四年二月

年月日	差出(作成)↓宛所
⑥ (御祭礼之御祝差上二付覚書)	一二月六日
⑦ (岡田伊勢守様以下下美濃御郡代由緒二付書付)	延享二年九月
⑧ (天明四年ヨリ追々御規式之節之不調法三付覚書)	辰正月一五日
⑨ (上野御靈屋參詣二付書状)	享保七年
⑩ (御用被扱方等新役・下役二申次旨二付書状)	正月
⑪ (内田家相続等三付書状)	丑四月三日
⑫ (家老等酒嗜方二付書状)	二月晦日
⑬ (尾州君外山屋敷拝見馳走等三付書状)	一月晦日
⑭ (佐渡守家御朱印之儀二付大納言様江御礼申上候問合)	一〇月二三日
⑮ (御朱印之件回答承知之旨二付書状)	菊池治郎左衛門→大塩弥三郎様
⑯ (御使者口上控(御朱印之儀二付))	一〇月二四日
⑰ (御朱印預戴(付江戸表江達))	一〇月
⑱ (朝廷乞被仰出候御書付写)	六月
⑲ (朝廷乞被仰出候二付書状)	二月二一日
⑳ (朝廷乞被仰出候御書付添御渡書付写)	六月二日
㉑ (寄合組分限書付写)	申閏月七日
㉒ 御同心名順	明和六年
㉓ (御对面所・大書院一之間・一二之間席順書上)	
㉔ (尾張江御帰国二付書付)	
㉕ (御城書(成瀬隼人正・竹腰志摩守公義向勤之儀二付))	享保二三年七月一四日
㉖ (上使二付出駅(御使大寄合下条庄右衛門以下名簿))	
㉗ (勅使衆・院使衆御返答直二被承候節被仰出振(年頭御祝儀二付))	五月一五日
㉘ (御祥月之為建中寺二て御名代御勤二付書付)	八月二八日
㉙ (建中寺惣御靈屋御參詣之節御列居之場所二付書状)	五月五日
㉚ (三之丸御宮・御靈屋 建中寺御參詣之節御列居御勤二付書状)	三月二六日 渡辺半九郎→石河太八郎様
㉛ (※別紙書付「御參詣御候等之書付」あり。)	

(御代替之御礼之節御城衣服三付達) 四月二九日 御目付

(御代替之御礼之節御列居之場所三付達) 四月二九日 橫井孫右衛門→石河太八郎様

御次第之内書拔御在国之節五節句他御礼被為請候節御礼席之儀三付)

*細目③の別紙書付。

④(御在国之節五節句他御礼被為請候節御礼席之儀三付書狀) 四月四日 渡辺半九郎→石河太八郎様

⑤(建中寺御靈屋江御名代御勤被成候節御列居三付書狀) 四月一二日 渡辺半九郎→石河太八郎様

*別紙「御次第之書取」あり。

⑥御在国中御機嫌伺之日並(書上)

⑦御登城御日並(書上)

⑧御登城日(書上)

⑨(八十嶋以下表女中分限書上)

⑩(小普請組石河主税支配鳴田首次郎押込之儀三付書付)

二月晦日

⑪(覚岐阜豊田屋六借り上ヶ金三付)

四月 神尾定左衛門

⑫(半右衛門六忠左衛門六借り上ヶ金三付)

三月二九日

半右衛門→忠左衛門様

⑬(半右衛門六忠左衛門六來紙写(竹腰様御質物一件三付))

四月一一日

半右衛門→忠左衛門様

⑭(岐阜表豊田半右工門方へ質入之儀主家御道具類三付)

四月一五日

⑮(覚岐阜表豊田屋へ年々払來利足金三付)

戊四月

⑯(御在国之節火事三付年寄衆被罷出候場所定)

享保六年五月

⑰(三之丸御靈屋御法事之節并建中寺御法事之節御參詣三付勤方之覚)

辰二月

⑲(覺評定所式日・立会日・御城諸役人詰日・評定所内寄合之日三付)

辰二月

⑳(石河太八郎様御側同心頭見習被仰付三付書狀)

卯八月九日

賀鳴小兵衛

㉑(石河太八郎儀御側同心頭見習被仰付三付達写)

一〇月二六日

㉒(五畿内七海道石高書上)

㉓(辰二月廿九日 日黒辺丸山辺六出火類焼住宅等書上写) (辰二月二九日) 御城附衆

㉔(訓戒状) 天明三年五月朔日 老中

㉕(建中寺惣御靈屋之図)

※細目⑤4とともに綴られている。

- | 番号 | 年月日 | 形態・数量 |
|----|---|----------------------------|
| 56 | （尾張家御家老衆由緒付書付） | |
| 57 | （当所詰候由大儀之由口上） | |
| 58 | （禁裏より御太刀馬代被下置付江戸表江申達） | 五月一五日 石河太八郎 |
| 59 | （禁裏より御太刀馬代被下置付江戸表江申達） | 五月一五日 石河太八郎 |
| 60 | 同心他所へ娘縁組等之類例 | |
| 61 | （御同心之儀付御留守方より御礼品極） | 一一月 |
| 62 | （塙本光次郎他江被仰出候条々） | |
| 63 | （持病之症状重キニ付來春御參府御供之儀免除之願書） | 一二月 石河伊賀守 |
| 64 | （近年持病之病状重キニ付書状下書） | 三月一二日 石河伊賀守 |
| 65 | （御願書(持病年々重キニ付來春御參府之御供辞退之旨)） | 一二月 御名 |
| 66 | （原町之屋敷類焼付材木等借上願） | 四月 |
| 67 | （定府之人々書上） | |
| 68 | （鏡銘 堀田紀正俊 拝） | |
| 69 | （起請文前書(御側大寄合御用見習就任付)） | 享和二年一〇月二二日 石河太郎八→成瀬織部殿 他一名 |
| 70 | （起請文前書(御側大寄合御用見習就任付)） | (享和二年一〇月二二日) |
| 71 | （起請文前書(御側大寄合御用見習就任付)） | (享和二年一〇月二二日) |
| 72 | （武家屋敷地絵図 法量三二cm×八二cm。） | |
| 73 | （二品前亞相尾陽侯源敬公及殉死墓書上） | |
| 74 | （應夢山十境） | |
| 75 | （正保元年御家臣書上） | （正保元年） |
| 76 | （井野口六郎左衛門同心本多助之進六男猪之助儀丹羽越中守家来丹羽半兵衛方江養子遣候一件書付） | (元禄七年→元文五年) |
| 77 | （遠州御代官所御構木之仕配等付） | 正月二五日 千村平右衛門 |
| 78 | （藤堂大学頭殿領内仕置被仰付之覚） | 寛文八年四月 |
| | （江戸中・後期） | |

*表紙貼紙には「天保十四年卯十一月十四日」とあり。

- ① (石河太八郎加判被仰付候書付) 一月
- ② 九条様御使等被進候節心得之書付 辰九月 御用人 石河一学
- ③ (中根帶刀跡役之儀二付伺書付)
- ④ (御腰物奉行津金又右衛門切腹申渡候二付書付) 八月一一日
- ⑤ 小山田弥一郎同類之覚
- ⑥ 六月十五日之御城書(猶々退治風聞書)
- ⑦ 万石之嫡子年中勤品之頭書
- ⑧ 万石以下之年寄中嫡子年中勤品之頭書
- ⑨ 御上国御暇被為洛候節ハ差団無之引付ニ而月番老衆江龍出御祝儀申上候事
- ⑩ 享保八卯・同辰御儉約ニ付而之書付写 四月二十四日
- ⑪ (年寄中宅江參候儀年頭之外延引ニ付書付) 享保八年六月
- ⑫ (御制禁并簡略之儀改而申付候書付)
- ⑬ (御用人役勤方之儀ニ付仰出書付)
- ⑭ 御隱居料大格之御定 享保一九年一〇月 富永直平治 書判→鈴木小左衛門殿 他二名
- ⑮ (御側同心頭・御國用人江被仰渡候評定所勤方之儀ニ付書付写)
- ⑯ (濃州・勢州川々御普請之儀ニ付書付写) (明和三年)
- ※「明和三戊年留書抜」とあり。
- ⑰ (元松平大膳大夫家被召捕ニ付其妻子等之儀書付) 五月二二七日
- ⑯ 発途ニ付留守中之儀申候書付 正月一〇日 辰一月
- ⑯ (江戸相勤候輩之儀時節柄諸事簡略ニ致候ニ付仰出書付) 辰一月
- ⑯ 勝手不如意ニ付御家中面々心得方之儀仰出 卯四月
- ⑯ 哉(遊芸を好風俗惡敷武役心得候輩急度被仰付ニ付) 七月
- ⑯ 哉(御儉約之節心得ニ付) 辰二月
- ⑯ (御勝手不如意ニ付儉約心得之儀再往仰出書付) 石河太八郎光茂
- ⑯ 起請文前書(今度加判被仰付候書付)

※包紙の綴じ込みあり。包紙上書「年寄役督詞前書草稿二枚」。

番 号 表

〔朝鮮信使接待留〕

(年月日)
(明暦元年)

差出(作成)→宛所

形態・数量
横綴 一

二三三

- ① 朝鮮人用懸之時乘馬并鞍皆具(之儀ニ付書付)
明暦元年九月

② (朝鮮より江戸迄道順並道中馳走人覚)

③ (朝鮮信使の使者粧町屋敷江參候ニ付屋敷繕方等達) (明暦元年)八月一六日 彦坂儀左衛門→井野口六左衛門様

④ (朝鮮信使一行上判事姓名覺書)

⑤ (朝鮮信使江戸御登城之節大広間之図)

⑥ (於起・鳴海朝鮮人御馳走之節馳走人等一覽)

〔家屋敷讓証文〕

*「志水杉両下屋敷 家屋敷地共讓証文(并古手形繪図共)」の紙片あり。

(安政・慶応年間)

横綴 一

二三四

① 乍恐奉願候事(午未年納麦之儀ニ付) 申一二月 杉村中杉分庄屋 庄兵衛(印)→石河佐渡守様御屋敷

② 村々敷代銭之覚 戊五月

※古津村他二三ヶ村分

③ 村々敷代銭之覚 戊五月

※上野村他一六ヶ村分

④ 覚(杉御屋敷買上三付) 午正月五日 植木屋市兵衛 他二名→富永様 他二名

⑤ (杉御屋敷一円入札落札値段覚書)

⑥ (杉御屋敷代金請取書) 安政五年正月 御小納戸役所(印)→志水池町 岩藏

⑦ 覚(元杉御屋敷御建物・御庭石類等代金請取ニ付) 午正月一七日 志水池町 木山岩藏(印) 他二名→富永吉左衛門様

⑧ 覚(杉御屋敷建物・建具類等落札値段内訳) 岩藏

⑨ 覚(元杉屋敷買上代金分一銀等請取書) 午正月 志水池町 岩藏(印)→富永吉左衛門様

※端裏書「料紙半紙ニ認有之写」。

⑩ 覚(杉御屋敷御建物等買上三付) 午正月 志水池町 岩藏(印) 他二名→富永吉左衛門様

⑪ 覚(元杉御屋敷御払之節村方壳券雜用金受取村方差出三付) 午正月一七日 志水池町 岩藏(印) 他二名→富永吉左衛門様

⑫ (祝金頂戴覚) 伝吉(印)→富永吉左衛門様

⑬ 覚(元杉屋敷買上代分一銀等預置三付) 午正月 志水池町 岩藏(印)→富永吉左衛門様

(14) (午₅申三ヶ年三役銀等覚書)

(15) 免状(元杉御屋敷年貢上納₂付) 午二月 中杉庄村屋 佐七(印) 他二名→石河様御屋敷

(16) 御免定(元杉御屋敷年貢割付₂付) (午二月晦日) 中杉庄村屋 佐七(印) 他二名→杉出町 岩藏殿

(17) 御免定(元杉御屋敷年貢割付₂付) (午二月晦日) 中杉庄村屋 佐七(印) 他二名→杉出町 岩藏殿

(18) 永代壳渡申家屋敷之事(家屋敷井南の方譲渡₂付) 安政四年二月 壳主 桜井屋弥平(印) 他三名→石河太八郎様御屋敷 秋本惣助様

※壳地絵図あり。

(19) 壳上証文之事(杉御屋敷内庭石等代金受取₂付) 安政五年正月 志水池町 岩藏(印)→石河佐渡守様御内 河本誠司様

(20) 覚(御下屋敷御座敷向屋根修復代受取₂付) 午三月 中杉為七(印)→杉御下屋敷様御用

(21) 永代壳渡申家屋鋪之事 慶応二年八月 壳主 大野屋九兵衛(印) 他六名→石河佐渡守様御屋鋪

(22) 口上覚(御屋敷様前津村中ノ切之内私持分借家買上代金申上₂付) 己九月二八日 桜井屋弥平

二三五

〔貸附金₂付申渡他〕

(元禄~慶応年間)

① 慶応元丑年四手概別込増米村々増米書上) 午二月

② (銘々積之内番附寄并積出米書上) 午二月

③ 覚(金子借用并返済之儀定書) 元禄三年一二月二六日 成(成瀬)民部他五名→田辺彦四郎 他二名

④ 駒塚村地形御普請御入用金銀請払目録 午七月 坂野助左衛門(印) 他一〇名

⑤ 一札之事(来卯年₅巳年迄拾五ヶ年質地証文) 嘉永七年一一月 野口左藏→駒塚村 伊藤利藏殿

⑥ 質流相渡申田地之事 安政四年一二月 岡部与三右衛門 他二名→清七殿

⑦ (金子借用証文) 天明四年一二月 金借主 緑七→半三郎殿

⑧ 当借仕候金子之事 文化二年一二月 富永直三郎 他二名→南波伝内殿

⑨ 丑年一二三刻込増米(村々増米書上)

⑩ 丑年四手概別込増米(村々増米書上)

二三六

〔文政以降 石河家貸附金証文〕

(文政~天保年間)

〔石河〕

横綴

- ① 覚(米切手預り置₂付) 己一二月二十四日 農方引替所(印)→石河太八郎様御内 川井寛治様
- ② 覚(御役金拝借₂付) 辰五月一五日 野口録之丞(印)→御家老衆 御役所
- ③ 覚(御役所御預金等請取₂付) 瀬兵衛(印) 折紙
- ④ 覚(講金之内貸付分不足借用₂付) 天保四年八月 岡田与九郎(印) 他二名

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- (5) 当借仕金子之事(江戸御普請差支^{二付}) 天保四年九月 稲葉武左衛門(印)他一名→御家老衆 御役所

(6) 当借仕金子之事(鏡嶋七郎左衛門様江貸進^{一付}) 天保四年八月 稲葉武左衛門(印)他四名→御家老衆 御役所

(7) 御預申金子之事(御手元金借用^{二付}) 文政八年八月 郷唯左衛門(印)→御家老衆 御役所

(8) 御預申金子之事(御手元金借用^{二付}) 文政九年一二月 郷佐大夫(印)→杉山作左衛門殿 他一名

(9) 借用申金子之事 天保二年二月 石崎喜代藏(印)他一名→稻葉武左衛門殿

(10) 奉拝借候金子証文之事(御役所金拝借^{二付}) 天保三年二月 野口錄之丞(印)→御家老衆 御役所

(11) 拝借仕金子之事(御勝手御縁合金拝借^{二付}) 天保九年一〇月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(12) 奉拝借金子之事(大雄院御修理金之内江御手許金拝借^{三付}) 天保九年一二月 浅川彦右衛門(印)他一名

(13) 奉拝借金子之事(大雄院御修理金之内江御手許金拝借^{三付}) 天保九年一二月 浅川彦右衛門(印)他一名

(14) 奉拝借金子之事(大雄院様御修理金御貸附之内江拝借^{二付}) 天保一〇年六月 浅川彦右衛門(印)他一名

(15) 奉拝借金子之事(御貸附金之内江拝借^{二付}) 天保一〇年二月 三尾新左衛門(印)他一名

(16) 拝借仕金子之事(御手許金之内江拝借^{二付}) 天保一三年二月 近藤為三郎(印)他三名→浅川彦右衛門殿

(17) 拝借仕金子之事(御手許金之内江拝借^{二付}) 天保一三年二月 近藤為三郎(印)他三名→浅川彦右衛門殿

(18) 拝借仕金子之事(御手元金拝借^{二付}) 天保一三年二月 近藤為三郎(印)他三名→浅川彦右衛門殿

(19) 拝借仕金子之事(御手許金拝借^{二付}) 天保一三年三月 近藤為三郎(印)他二名→山田弥三左衛門殿

(20) 借用申金子之事 天保一三年二月 借主 政秀寺(印)他一名→杉山作左衛門様

※下津庄村屋・組頭の奥印あり。

(21) 証文之事(御大小金借用^{三付}) 天保一四年正月 松下儀一郎(印)他一名→山田弥三左衛門殿 他二名

(22) 拝借申金子之事 天保一四年二月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(23) 拝借申金子之事 天保一四年二月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(24) 拝借申金子之事 天保一五年正月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(25) 拝借申金子之事 天保一五年正月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(26) 拝借申金子之事 天保一五年正月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(27) 拝借申金子之事 天保一五年正月 安井平九郎(印)他一名→浅川彦右衛門殿

(28) 覚加納講当寅御懸金之内江當借^{二付}) 寅三月一九日 近藤為三郎(印)他二名→御家老衆 御役所

(29) 覚政秀寺講金之内江拝借^{二付}) 子二二月 杉山作左衛門(印)他一名→浅川彦右衛門殿

〔愚翁様御逝去入用留〕

* 愚翁様は四代当主石河正章のこと。

① 宝暦三酉年七月廿八日 愚翁様御逝去御棺上野村蓮花寺へ被持入候時前右村御入用帳 但諸事私方小手形等入 酉八月 杉浦善大夫 包紙

② (蓮花寺より之書付御家老衆江御廻願付書状) 八月二十四日 杉浦善大夫→中嶋佐五右衛門様 他二名

③ (光際院御初七日他御法事料付書上)

④ 覚(御寺僧衆等御届臥具付)

⑤ 覚(御牌前御廟迄拝礼之供付) 八月二〇日 蓮花寺→杉浦善大夫様

⑥ (御法事前例付書状下書) 八月一日 小左衛門→富永五兵治

⑦ (清静院様三十五日法事代番付) 九月

※ 清静院は石河愚翁(正章)の法名。

⑧ 覚(三十五日御靈供差上候付) 九月一八日

⑨ 覚(岐阜誓願寺より之書付御供物付) 八月一七日 蓮花寺→杉浦善大夫様

⑩ (御石燈請取証文) 八月六日 石屋平八郎

⑪ 御廟所諸色御入用覚 宝暦三年八月 組頭 安右衛門

⑫ 覚(被下置人足・御扶持米請取証文) 宝暦三年八月六日 中原村庄屋 弥兵衛(印)→杉浦善大夫殿

⑬ 覚(被下置人足・御扶持米請取証文) 宝暦三年八月六日 古津村庄屋 甚右衛門(印) 他一名→杉浦善大夫殿

⑭ 覚(青物干物品他之代請取証文) 宝暦三年七月朔日 高橋新八郎(印)

⑮ 覚(愚翁様御逝去付御放者として錢二貫文受取証文) 宝暦三年八月朔日 山県郡高富村組頭 高之部(印) 他一名→中嶋佐五右衛門殿 他

三名

⑯ 覚(船運賃代請取証文) 宝暦二年八月六日 中原村庄屋 弥兵衛(印)→杉浦善大夫殿

⑰ 覚(御棺御供之衆他宿飯米代等請取証文) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印) 他一名

⑯ 愚翁様御逝去御棺上野村蓮花寺へ被為入候付於右村諸色御入用之覚 西八月 杉浦善大夫

⑯ 清静院様三十二回御忌御法事留 天明五年六月

⑯ 清静院様三十二回御忌上野蓮花寺にて御法事無御座候(書上) (天明五年)

⑯ 覚(御棺御供之衆他宿飯米代等請取証文) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門→杉浦善大夫殿

⑯ 覚(御初七日御法事付蓮花寺而諸事御入用代請取証文) 西八月 西川喜右衛門(印)→三橋新八郎

⑯ 覚(長良より人足老人分錢受取証文) 西八月三日

⑯ 覚(加賀鳴七郎左衛門様御使者夕支度御入用代請取証文) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- (御成用意書付)(御成用意二而之書付等)
(享保~元文年間)
- ※付箋の上書「御成当用前広り難成差掛け急ニ取計」。
- 一三八
- ①(御成之節各問要用品覚)
②(御成之節御祝方役振)
③(御成之節御未広・燭台之数等ニ付)
④(御成之節御未広・燭台之数等ニ付)
⑤(御成之節御未広・燭台之数等ニ付)
⑥(屏風・たはこ等諸品覚書)
⑦(御成之節式次第)
⑧(炉向切・利休棚等諸道具覚書)
⑨(御振舞之節諸道具覚書)
⑩(常々御曲輪外江出御之刻御供人數(書上))
- 24 覚(人足并運賃請取ニ付) 宝暦二年八月六日 中屋村庄屋 弥兵衛(印)→杉浦善大夫殿
25 覚(人足・御扶持米代請取ニ付) 宝暦三年八月六日 古津村庄屋 莊右衛門(印) 他一名→杉浦善大夫殿
26 覚(御廟御番衆南波伝内殿石屋共御支度諸入用受取ニ付) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿
27 覚(御廟所人足代等代錢請取ニ付) 八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿
28 覚(玉かき一通諸事入用請取ニ付) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿
29 覚(杉浦善大夫・児嶋市郎右衛門上下木錢代等請取ニ付) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿
30 覚(葬送御用上野村江往来駄賃等請取相払ニ付) 西八月 杉浦善大夫(印) 他一名
31 御遺言御書付之写 宝暦三年 ※貼紙あり。
32 覚(蓮花寺二而丈度調菜諸入用請取ニ付) 西八月 上野村庄屋 琢右衛門(印)→杉浦善大夫殿
33 (章長院様廟所石灯籠設計図)
34 御逆修御石塔下藏照鏡模図
35 (清静院塔銘書上) 宝暦三年 見大雄住院比丘雲五峯 謹識
※章長院は愚翁(正章)の父石河章長のこと。

〔石河維水死去之時一件留外〕

(元文五年九月一日)

⑪ 覚(御書院東御手水場竹ゑん等大工日数二付)

⑫ 御次第書(秀之助様御家相続四谷御屋敷へ御移之上殿様初而御招請二付)

⑬ 断簡 ※細目⑯と関連のものと推定される。

⑭ 享保二年九月 御家御代々御条目書抜 (寛永一八年) ～(享保一年)

① (石河維水御死去之砌息女之事京都大雄院江書通候儀二付書付)

② 享保四亥年 石河維水殿御死去之砌京大雄院江書通并御役人御差登被遊候儀之書状書付等

※袋。上書あり。

③ 石河維水殿御死去大雄院江返簡并維水殿御息女方へ御徒目付恩田代右衛門被遣候儀等留 享保四年三月

④ 雜記録之内蘭渙和尚手簡維水御息女之事 享保二五年

⑤ (御上之趣出羽守様御承知之儀二付書状) 閏月二五六日 山内庄右衛門(花押)→加嶋作右衛門様他二名

※包紙の貼付あり。

⑥ (出羽守様江取次之儀二付書状) 閏七月一七日 山内庄右衛門(花押)→加嶋作右衛門様他二名

※包紙の貼付あり。

⑦ (口上之趣出羽守様御承知之儀二付書状) 閏七月二五六日 山内庄右衛門(花押)→恩田代右衛門様

⑧ (出羽守様次ニ御用人中江之言付頼候儀二付書状) 閏七月二七日 丹波ヤ宇兵衛→石川出羽守様内 恩田甚右衛門様人々御中
※包紙の貼付あり。

⑨ (山内庄右衛門家頼宇兵衛書状相添候儀二付書付) 閏七月一六日 渕藏司(花押)→加嶋作右衛門様他二名
※包紙の貼付あり。

⑩ (隼人正殿之儀二付書状) 八月一一日 かね・きん→石川てわの守殿御内す、き小さへもん殿

⑪ (章長院殿御年回忌等各方迄通路願候儀二付書状) 寅五月四日 蘭渙知至(花押)→鈴木小左衛門殿
※包紙の貼付あり。

⑫ (東儀隼人方御内室ち通路有之様願之儀二付書状) 六月五日 在尾州三人→蘭渙和尚様
⑬ (石河維水息女方江通路之儀御願ニ付書状) 六月一三日 蘭渙知至(花押)→杉山奥内殿他二名
※包紙の貼付あり。

⑭ (東儀隼人紅葉山衆人罷成候ニ付妻お兼江戸へ罷下候節添状案文) 亥七月二五日 小左衛門→作右衛門様他二名

差出(作成)→宛所

形態・数量

年月日

- (15) 覚(維水殿御茶湯料請取付)　亥四月七日　大雄院納所(印)→石川大炊様御使者　恩田代右衛門殿
 (16) (維水殿御茶湯料到来之節添状別幅)　四月八日　前活(花押)→鈴木小左衛門殿他二名
 ※包紙の貼付あり。

- (17) (石川鞆負儀御用人中宛挨拶状)　四月八日　前活→御用人中
 (18) (維水老息女方へ維水死去之砌御報到来付書状)　四月八日　耽源前活(花押)→鈴木小左衛門殿他二名

- (19) (石川鞆負様へ形見分之儀付書状)　亥四月四日　耽源前活(花押)→川瀬治左衛門殿他五名
 (20) (本山役儀退勤帰寺付別幅)　四月四日　耽源前活(花押)→川瀬治左衛門殿他四名

- (21) (石川鞆負様へ道具指上候付書付)　四月四日　大雄院納所(花押)→川瀬治左衛門殿他四名
 (22) (渕翁維水居士号書付)

- (23) (尾張鞆負殿へ維水形見遣候付書状)　いノ四月三日　石川維水・かね他一名→大お、いん殿
 (24) 覚(石川維水息女縁付先書上)

- (25) (維水遺言付書状)　三月一九日　耽源前活(花押)→
 (26) (維水死去付吊慰書状)　三月一九日　耽源前活(花押)→川瀬治左衛門殿他四名

- (27) (石川維水家族戒名書上)
 (28) (維水死去之節同人娘二人境遇付書付)

- (29) 今度恩田代右衛門京都江御用ニ而罷登候付左之兩様之内可被下御相談申候様ニとの御事
 (30) (宇兵衛京都より帰着付書状)　八月　恩田代右衛門→山田庄右衛門様

- (31) (おかねとの暇状被遣候付書状)　八月　恩田代右衛門→宇兵衛殿
 (32) (おかね離縁之儀出羽守承知付書状)　閏七月二〇日　鈴木小左衛門→山田庄右衛門様　御報

- (33) (おかねとの・おきんとの両人屋敷へ參上願御届付)　閏七月二三日　鈴木小左衛門→山田庄右衛門様
 (34) (東儀隼人江戸下向之節おかねとの・おきんとの同道付書状)
 (35) (京都にて石川維水死去之節息女御暇御跡等御尋付書状)　川瀬治左衛門様　他二名

〔郡上百姓騒動聞書〕

(延享(宝暦年間)

横綴
一

- (1) 濃州郡上金森兵部少輔於公義御吟味之次第百姓共願之趣共下沙汰写置三通(郡上百姓騒動写書・郡上一乱・御城書写シ)
 (年)

(宝暦五年(同八

〔御用帳書付　是多分ハ御在府尾州御留守方〕

(江戸中期)

横綴

- ② (古津御在留之節百姓ニ御用荷物壹貫日ニ付拾六文積候章長院様御在世之節ニ准シ候旨書付)
 ③ 延享四卯曆新蕎麦 (東西横山・木曾蕎麦升目秤・挽粉升目書上)
 ④ 覚 (二ツ杔御留川三ツ杔通下毛萱津川御境古来之縁を以御貰被成度旨)
 ⑤ (延享三年寅 山城守様より瀧川小右衛門方江留川メリ之儀ニ付御願返翰) (延享三年)二月二八日 竹腰山城守→瀧川小右衛門
 ⑥ (延享三年)二月二八日 瀧川小右衛門→竹(腰)山城守様

石河伊賀守→成瀬隼人正様 他二名
 仁五右衛門方→太郎八殿

- ① (包紙) ※堅不可破見「此封之儘入念可焼」とあり。
 ② (隠居料之内万寿新田収納米之払代金を以町宅買求ニ付書付) ※後欠。
 ③ (召仕之人數上分之女三人・下女式人・侍式人・中間式人金子を以相賄ニ付書付)
 ④ (四百兩金之内五拾両隠居料ニ令借用候ニ付書付)
 ⑤ (隠居料金之内犬窪・長沼・桑原・萱鳴・折在等預金利足之儀ニ付書付)
 ⑥ (諸帳・諸書付・手元金・手廻り諸道具等富永直平治ニ而取扱夫々仕分ヶ片付可申事ニ付書付)
 ⑦ (およみ様御打合せ之御事御内意追々山城守様江おすすめ被遊候ニ付書状)
 ⑧ 十種煙の記 無神月一五日夜
 ⑨ ※江南堂・声開堂・有為齋などの書上。
 ⑩ (御供番重住半右衛門御役転并御馬廻組福住甚六義御出仕にて御相談ニ付書状) 一二月朔日 石河伊賀守→成瀬隼人正様 他二名
 ⑪ (当春此表之御様子ニ而も何とやらん安堵難成にて宜様御取成之儀頼置候ニ付書状)
 ⑫ (奉存御内慮義第一之事故御書面之儀御聞被成甚氣之毒に思召候ニ付書状)
 ⑬ (留守より此表江御用向勤馴候との御意ニ付内密状) 一二月四日
 ⑭ (山城守様御覚御申渡御前にて被仰付候事嵐氣ニ付山城守御名代にて申渡候當密用之件ニ付書状) 一二月朔日 仁五右衛門方→太郎八殿
 ⑮ (小性等之勤柄・御用人之様子・中務大輔様御様子等内密書上)
 ⑯ 秘言(慈悲・結構・僕約之条々ニ付)
 ⑰ 一札(軍用金・引継金両品自身裁配ニ付)
 ⑱ 包紙(年頭御登城御供始終之書付) 寛保四年
 ⑲ (年頭御登城之御義ニ付書状) 一二月二八日 石河土佐守→石河伊賀守様
 ⑳ (右兵衛督様御登城候付一入御氣遣ニ付書状) 一二月二八日 石河土佐守

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- (御取廻シ等何れも被致感心候旨御申聞候^{ニ付書状}) 三月三日 (石河) 土佐守→(石河) 伊賀守様
 ②(今日之御首尾罷所も無御座御様子宜被為済候間^{ニ付書状}) 正月三日 石河土佐守→石河伊賀守様
 ③(明朝被遊御登城御稽古之様子中務大輔殿・左近將監殿江申達候^{ニ付書状}) 正月一日 石河土佐守→石河伊賀守様
 ④右兵衛督様年頭御礼御登城之御供相勤候覺之留 正月三日
 ⑤(右兵衛督様年始御登城之節松平左近將監殿并正月御用番老中御取持之儀万端御首尾無残所相済候^{ニ付書状}) 正月一三日 石河伊賀守(光當)・志水甲斐守(忠梁)→竹腰志摩守(正武)様他五名
 ⑥(右兵衛督様御登城之節御取持之旨被達御耳候處御満足思召^{ニ付書状}) 正月一三日 石河伊賀守(光當)・志水甲斐守(忠梁)→竹腰志摩守(正武)様他五名
 ⑦(右兵衛督様年始御登城之節御取持有之委御指図等被申上万端御首尾無残所相済候^{ニ付書状}) 正月八日 織田宮内(貞辰)他五名→志水甲斐守(忠梁)殿・石河伊賀守(光當)殿
 ⑧(右兵衛督様御登城御礼之節御取持之段達御耳御満足思召^{ニ付書付}) 正月八日 織田宮内(貞辰)他五名→石河伊賀守(光當)殿
 ⑨(右兵衛督様御登城御礼之節諸事御取持御首尾好被仰上殿様大形御満悦被思召御目付能勢勘四郎殿・駒井鞆貞殿^{ニモ何角与御取持有之候}^{ニ付書付}) 一二月一〇日 織田宮内(貞辰)他五名→志水甲斐守(忠梁)殿・石河伊賀守(光當)殿
 ⑩(年頭御登城之節松平左近將監殿・松平伊豆守殿御取持委々御指図有之首尾好殿様御満悦^{ニ付書付})
 〔正徳以降 御城帳書抜〕
 ⑪(正徳二辰年 御城帳書抜(幕府評定一座奉行中江被仰出^{ニ付}) 正徳二年九月 評定所一座奉行中 折紙)
 ⑫(月次御礼等之節御城帳書抜) (九月二八日・一〇月一日) 折紙
 ⑬(別紙(大坂御金藏金紛失御仕置被仰付^{ニ付}) 一〇月三日 四月九日
 ⑭(御城帳書抜(右近將監殿り水戸御城附之者江御渡之書付^{ニ付}) 六月二二日 尾張殿・水戸殿御城附
 ⑮(御城帳書抜(御法事^{ニ付}) 三月晦日 (松平和泉守)→牧野備後守名代倉橋三右衛門殿
 ⑯(牧野備後守差控被仰付^{ニ付達}) 三月二九日
 ⑰(御城書之内(牧野備後守退役被仰付^{ニ付達}) 三月二九日
 ※貼紙あり。
 ⑱(神田明神祭礼之節水戸殿徒目付町人打伏^{ニ付}一件留) (寛延二年)九月一五日
 ⑲(寛延二年 御城帳書抜(岩千代様着袴祝儀上使江御礼^{ニ付}) (寛延二年)九月一五日

※岩千代は紀伊藩主徳川宗将の嫡子で、のちの重倫。

- ⑩ 御城帳書抜（人參払底、宗対馬守參府御礼之儀伺二付） 五月一四日
⑪ 御本丸御城帳之内（斎藤八十郎変死一件ニ付御役御免・差控之儀） 一月五日 （→石河土佐守）
⑫ 御城帳書抜（日光法会等二付） 寛延三年四月四日
⑬ 御城帳書抜（浅野鍋次郎家督相続等二付） （延享元年一一月一九日～同四年五月三日）
※浅野鍋次郎（長喬）は延享元年に家督を相続し、広島新田藩主となる。
⑭ 御城帳書抜（紀伊殿帰國御礼ニ付差越候家老水野太郎作自分御礼致度儀） 寛延三年四月二三日
⑮ 御城帳書抜（日光法会ニ付尾張殿名代竹腰対馬守差越候儀） （寛延三年四月五日～四月二二日）
※竹腰対馬守は年寄竹腰正熹のこと。
⑯ 御城帳書抜（浅野鍋次郎家督相続等ニ付） （延享元年一一月一九日～同四年五月三日）
⑰ 御城帳書抜（八丈島江南京船壹艘漂着ニ付） 八月二二日
⑱ 御城帳書抜（御役替ニ付） 七月二三日
⑲ 堀田相模守様（注同座之内御留守居被召呼御渡被成候御書付写（御料所糸用置ニ付） 酉四月二十九日
⑳ 御城帳書抜（関東筋并伊豆国船川々御普請被仰付ニ付） 天明六年一二月六日
㉑ （高力修理江差控被仰付ニ付達） 一二月二九日
㉒ （本丸江出仕直ニ西丸御登城之節下馬ニ指置候ニ付大目付松波筑後守触） （元文五年八月）
㉓ （御咎メ被仰付候者一類共ニ差控伺差出方ニ付酒井左衛門尉書付写） 閏二月二五六日
㉔ 覚（匂糸儀數ニ付） 西五月
㉕ 寛保二亥年分 同心明知物成勘定 （寛保二年）
㉖ 御城帳書抜（姫路城外男山塙硝薬漬レ即死人等書上） 四月二三日
㉗ 御城帳書抜（紀伊家家老渡辺數馬役儀御免国許江龍越ニ付） 九月五日
※貼紙あり。
㉘ （幕府役高等覚） （享保七年～同一五年）
㉙ 西丸江出仕之覚 元文二年六月
㉚ （五十才以下之面々月初乗物断等ニ付達） 四月
㉛ （追放御仕置ニ付林宇大夫ち廻状） 元文五年四月二〇日
㉜ （交代寄合衆・寄合衆・小普請衆御役金出方ニ付同） 九月 生駒外記

形態・数量

年月日

差出(作成)→宛所

番号表題

(33) (在番交代罷下候節木曾路罷通ニ付申上) 四月晦日 青山備前守

(34) 阿部豊後守殿為心得御目付衆江御渡候由之書付之写(道中筋二付)
正徳六年四月一七日

月一七日

(36) 〔酒井大和守徒之者不埒_{二付}指控被仰付_{二付}達〕

(37) 〔幕府御役替仰渡書留〕
(寛延二年)七月六日

(38) (石河伊賀殿同心明知物成残金同心小屋建築等払方二付書付)

※後

〔明知物成勘定目録書抜〕（享保八年・同九年）

④一月廿五日衙城帆言掠草魚人參之種言作三個物也者共

書付二

西漢書

三

三

方祐
卷之三

橫經

(1) 昼夜百二十刻長短積分・当世時積昼夜百二十刻

一

天和年中御簡略〔御簡略留〕
 ① 万納払積目録 ※貼紙あり。

② 覚(納払積) ※貼紙あり。

③ 戊八月より同暮迄御金積

④ 戸暮納御米積(書上)

⑤ (泰心院様・円覺院様御代・御當代納米ニ付書上)
 ※貼紙あり。泰心院は三代藩主徳川綱誠、円覺院は四代藩主徳川吉通のこと。

〔雜文書〕(金子借用証券等綴)

(明治一〇年～同二一年)

① 地所書入借用金証券 明治一〇年一〇月 第六区戸長 楢邨善→尾張国海西郡松名新田 佐野治朗殿

② 記(請取及入費等書付)

③ (金子)請取書付 明治一一年二月 稲荷新田 平野竹蔵→秋元殿

④ (印鑑証書式)

⑤ 預証(三稻繹出新田十二口割老口分壳戻之証券相渡ニ付預証)

⑥ 米買請証券 明治一一年一月 米屋幸三郎→園部 佃殿

⑦ 記(勘定書上) 寅(明治一一年二月) 秋元秀尹→園部 佃殿

⑧ 記(金子請取証文) 明治一一年一月九日 山田藤之助→石河光熙殿

⑨ (金子請取証文) (明治)一一年一月五日 山田藤之助→園部 佃殿

⑩ (地割絵図面)

⑪ (三稻新田ニ付申上) 一月一日 繹出新開地主→園部 佃様他

⑫ (検見日延ニ付書状) 一月一日 山田藤之助→園部 佃殿
 ※包紙あり。

(13) 記(明治十二年ヨリ十六年迄五ヶ年之反別ニ付書付) (明治二二年～同一年六年)

(14) 煙檢見書上)

(15) 積り書仕様(書上) 明治七年九月三日

- | 番号 | 年月日 | 形態・数量 |
|---------------------------|--------------|----------------------|
| ⑯ (烟検見書上) | | |
| ⑰ 記(残金用途書上) | | |
| ⑯ (白米等受取証文) | 明治一一年二月二六日 | 升蔵 |
| ⑯ 売戻申田地証券(案文) | | |
| ⑯ 金子借用証券(案文) | 明治一一年二月二九日 | 伊藤儀兵衛 |
| ⑯ (御尋來御子一件及検見帳写他) | 一二月一五日 | 山田藤之助→園部佃殿 |
| | ※袋あり。 | |
| ⑯ (北今ヶ淵村戊戌租税勘定目録) | 亥二月一五日 | 北今ヶ淵村戸長→大明神村 棚橋新右衛門殿 |
| ⑯ (戌ノ割・寅ノ割・申ノ割書付) | | |
| ⑯ 上(金子受取証文) | 八月二一日 | |
| ⑯ 再日延約定証書(所有地譲渡二付) | 明治一〇年九月二二日 | 石河光熙代理人 園部佃他→佐野治朗殿 |
| ⑯ 日延約定書(所有地譲渡二付) | 明治一〇年九月五日 | 石河光熙代理人 園部佃他→佐野治朗殿 |
| ⑯ 記(金子受取証文) | 八月二一日 | 平野屋 |
| ⑯ (未夕地券御下済不申候二付今般調印御断の書付) | 九月六日 | 金森弥三郎→秋本(元)様 |
| ⑯ (先般預り置候証書三付書付) | 明治一〇年八月一六日 | 山田藤之助→秋元秀尹殿 他 |
| ⑯ 預証(所有地売渡証券) | 明治一一年一二月二二日 | 石河光熙→諏訪市太郎殿 |
| ⑯ 決議 (明治一一年四月一日) | 大谷甚平 他 | |
| ⑯ (石河光熙殿御所三稻外繰出新田御譲受三付証書) | 明治一〇年九月 | 平野竹蔵→秋元秀平殿 |
| ⑯ (三稻繰出新田屋敷申請三付約定書付) | 明治一一年二月一五日 | 園部 吉他→渡辺彦左衛門殿 |
| ⑯ 記(金子請取証文) (明治)一〇年一〇月三一日 | 山田藤之助→園部佃殿 | |
| ⑯ 記(金子受取証文) 一〇月二二日 | かぎや治兵衛→園部様 | |
| ⑯ 請取申金子之事 明治一一年二月一五日 | 渡辺彦左衛門→秋元秀尹殿 | |
| ⑯ (第六区三稻外繰出新田地内田畠反別書付雛形) | | |
| ⑯ 小作受証券(尾張国海西郡三稻外繰出新田之内) | | |
| ⑯ 地券御書換願(雛形) | 明治一〇年 | ↓愛知県令 |

(40) 地所譲渡約定証(愛知県第六区尾張国海西郡三稻外繰出新田) 明治一〇年八月一〇日 石河光熙代理 他三名→佐野治右衛門
 (41) (御預り金之儀付書状) 明治一二年一月 諏訪市平→各君

※封紙あり。端裏書「秋元様・園部様・平井様 諏訪市平」。

(42) (御預り金之儀付書状) 明治一二年一月一日 諏訪市兵衛→秋元秀尹殿・園部佃殿・平井仲殿
 (43) (地所書入借用金証券) 明治一〇年一〇月一四日 金借主石河光熙他二名→佐野治朗殿

〔石河文書〕(繩旨写・詔勅・同心留書抜等級)

① (花園帝綸旨写三通) (貞和三年) (花園天皇→妙心寺閑山上人他)

※縕紙の剥離あり。

② (太政大臣任官詔勅) 文政一〇年二月 (仁孝天皇→徳川家斉)

※包紙あり。

③ (改元付詔勅) 天保元年一二月一〇日 (仁孝天皇)

※縕紙に剥離あり。

④ 列座申渡等の御用付招候刻通達之覚

⑤ 御忌日(尾張家初代当主徳川義直→九代宗睦忌日書上)

⑥ (御側御足軽明組之節御側同心頭等江預ヶ置事付覚)

⑦ 覚(崇巖院様一周忌御法事之節七里被縕候訳被仰聞付) (正徳六年)七月二九日 藤井市郎右衛門

※崇巖院は高須藩主松平義行のこと。

⑧ 御法度書之内書抜・御留守中御玄関前御門御壁書之内書抜・於殿中喧嘩口論有之節同所喧嘩別紙之内書抜

⑨ (九条様御道中而日数之様子留) (正徳三年)四月一四日

⑩ (政秀寺遷化付無住之内八十人組為見廻可然旨書状) 九月五日 小笠原三九郎→石川鞠負(正章)様

⑪ 御同心留書抜(同心之内武芸弟子取者へ褒美金子差遣之事等) (享保六年・同八年・同一三年)

⑫ (南部而慥成手筋有之野呂平兵衛殿儀付返札) 正月一日 長村三左衛門能久(花押)→岡崎源左衛門様 他二名

⑬ (文字平立備之次第(陣立図))

※細目⑯まで一連の図。

⑭ (文字平立備寄正繰懸りシ次第(陣立図))

⑮ (蛇返引揚之次第(陣立図))

	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
(16) 繰引揚之次第(陣立図)			
(17) 魚鱗備之次第(陣立図)			
(18) 四武引揚之次第(陣立図)			
(19) 橫備引揚之次第(陣立図)			
(20) 鶴翼備之次第(陣立図)			
(21) 席之太鼓ニ而出陣行軍之次第(陣立図)			
(22) (陣立図)			
(23) (陣立図)			
(24) (陣立図)			
(25) (陣立図)			
(26) (陣立図)			
(27) (陣取図)			
(28) (陣立図)			
(29) 広場陣取図面			
※細目②6まで一連の図。			
(30) (申渡書・内密書状)	(元治年間～明治初年)		
① (長防討入期日ニ付内密書) 六月三日 (成瀬)隼人正(正肥)→(石河)佐渡守(光晃)様・(渡辺)対馬守様			
② (与一郎方跡ヘ甲斐方被仰付候儀ニ付内密書) 二月二六日 (石河)佐渡守(光晃)・(水野)石見守→(成瀬)隼人正(正肥)様			
③ (甲斐方若年ニ候得共加判被仰付候儀ニ付内密書) (慶応二年)三月七日 (成瀬)隼人正(正肥)→(石河)佐渡守様(光晃)・(水野)石見守様			
※包紙あり。上書「慶応寅年大坂状壹卷 石河佐渡守様・水野石見守様 成瀬隼人正」。			
④ (長防討入之節九州口・石州口・広島口様ニ付内密書) 六月二〇日 成瀬隼人正(正肥)→石河佐渡守(光晃)様・渡辺対馬守様			
※包紙の貼付あり。			
⑤ (水野和泉守殿江内々被遣方取計之儀ニ付内密書) 正月二日 下條長門守→成瀬隼人正(正肥)様・渡辺対馬守様			
※包紙の貼付あり。			
⑥ (長防事情切迫之節御建白之儀ニ付内密書) (成瀬)隼人正(正肥)→(石河)佐渡守様(光晃)・(渡辺)対馬守様			

〔石河文書三〕(村々御救金・御手当金等)

(天明年間～明治初年)

横綴

一

- ⑦ (御進発之節御後事之儀二付内密書) 四月一三日 (石河)佐渡守(光晃)・(瀧川)又左衛門(忠貫)→(成瀬)隼人正(正肥)様
- ⑧ (四月十三日付書翰之儀二付返答書) 四月一五日 成瀬隼人正(正肥)→石河佐渡守(光晃)様・瀧川又左衛門(忠貫)様
- ⑨ (御家中御僕約之儀二付書付)
- ⑩ (御家中婚礼之節提灯無用之儀二付触書) 二月
- ⑪ (去ル廿八日着坂之儀二付一札) 二月晦日 成瀬隼人正(正肥)→石(石河)佐渡守(光晃)様 他三名
- ⑫ (西筋開兵之運び二付内密書) 六月七日 (成瀬)隼人正(正肥)→(石河)佐渡守(光晃)様・(渡辺)対馬守様
- ⑬ (御家中勝手困窮二付仰出書付) 正月
- ⑭ (殿様出御之節道筋二無之場所掃除之儀二付触書) 正月二八日
- ⑮ (市買御屋敷御作事等御勝手御融通之儀二付触書) 午二月
- ⑯ (御勝手御不如意之儀二付触書) 未六月
- 〔石河文書三〕(村々御救金・御手当金等)
- ① (乍恐御達奉申上候事(御預り申居候作左衛門儀村方入帳之儀二付)) 午二〇月 橫山村 中嶋庄兵衛(黒印)→邑宰方御役所
- ② (乍恐拝借板証文之御事(昨丑年入水難渋二付)) 寅正月 (成田村)庄屋 神代長平(黒印) 他二名→御代官御役所
- ③ (覚(村々窮民共江御救金御手許より御下ヶ被下置二付請取書)) 午正月二三日 御領知村々物代 桑原忠助(黒印)→棚橋忠衛(忠右衛門)様
- ④ (覚(山中三ヶ村江式挺ツ、鉄炮御下ヶ付請取書)) 午二月 乙原村庄屋 高橋庄六(黒印) 他二名→邑宰方御役所
- ⑤ (差上申御請書之事(大風倒家等之者共江御手当被下置二付)) 午一〇月 上野村庄屋 永田竹三郎(黒印)→邑宰方御役所
- ⑥ (乍恐奉願上候御事(用水引取候入費之内江之御下ヶ金先前之通被下置度二付)) 午一〇月 中屋村庄屋 藤吉栄三郎(黒印) 他二名→邑宰方御役所
- ⑦ (乍恐奉願上候御事(当村郡上川通大難場御普請御手当先般御拝借金被下置度二付)) 午一〇月 中屋村庄屋 藤吉栄三郎(黒印) 他二名→邑宰方御役所
- ⑧ (御達(当村御堤松林之儀上納二付)) 慶應三年二月 古谷榮助(黒印)→御代官御役所
- ⑨ (覚(大風二而倒家出来極難渋之折柄御手当金被下置二付請取書)) 午九月 中屋村庄屋 藤吉栄三郎(黒印)→邑宰方御役所
- ⑩ (奉御請候(大風雨二而倒家等難渋之者共江御手当金預戴二付)) 明治三年九月 鷺山村組頭 嘉右衛門(黒印)→邑宰方御役所
- ⑪ (覚(青柄・わら・繩代其他大工作料等差引勘定覚)) 午八月 上野村御殿守 辻五左衛門(黒印) 他二名→邑宰方御役所
- ⑫ (太八郎元領知石津郡福江村之内沼新田從前之取扱振二付覺)) 辛未三月
- ⑬ (元領知石津郡福江村之内沼新田從前之取扱振二付覺)) 辛未三月
- ⑭ (御領知窮民御救金割符帳) 明治三年三月 翁代中立合

差出(作成)→宛所

年月日

形態・数量

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

- (15) 御領知難渋者御救被下金割符帳 明治三年二月 惣代中立合
 (16) 覚(備立凡人數積)

※鉄炮足軽以下、諸士・中間・人足等の人数書上。

- (17) 御人數調(陣立人數調)

※御徒頭以下、諸士・人夫等の人数書上。

- (18) 三奉行・用人等勤向指図(付覚) ※前欠。

- (19) 於矢田川原御同心師家井門弟砲術御一覽打順町付之覺 辰七月一日

- (20) (抱火矢・居台火矢・抱玉打順書付)

七月

- (21) 南成瀬隼人正殿御小屋打順書付(居台火矢打順書付)

- (22) 打順名前(火矢打順書付)

- (23) 於矢田川原御同心砲術御一覽右之次第書 天明四年七月一日 (石河)太郎八(光豊)

- (24) (上京ニ付家中之面々江之達書) 重陽(九月九日)

- (25) (軍用御備立等補訂取調方之儀(付書状写)) 正月晦日

- (26) 一隊之制度(行軍・戰闘合図等付)

- (27) 打順名前(火矢打順書付)

※状二通あり。

- (28) 金鼓之節制(行軍等合図付)

- (29) (御軍用御備立等補訂取調方之儀(付留書))

- (30) 草案御備立補訂(御軍用御備立等補訂取調方之儀(付留書))

- (31) 於武者所諸軍江被仰渡合戦前之御条目

※小絵図の貼付あり。

- (32) (異変有之節所々人員手配并備・取扱等覚書) 嘉永癸丑年冬日(嘉永六年)

- (33) 手配(異変有之節所々人員手配覚)

五月

- (34) あつち間尺覚

※状二通あり。

〔石河文書三〕(役用留・御状留書抜等)

- (1) 役用留 自分留 (寛延三年・延享二年)

(延宝・明和年間)

横綴

一

- ②（御着被下之儀ニ付書付） 七月二一日
- ③（覚（留守中御屋敷火事之節心得方ニ付））
- ④（堀田上野自害之儀ニ付書付留） （延宝八年）
- ※堀田上野は下総佐倉藩主堀田正信のこと。
- ⑤（松平安芸守熱田止宿之節御祝儀等之儀ニ付書付） 延宝四年三月一四日
- ※松平安芸守は広島藩主浅野綱長のこと。
- ⑥（松平安芸守熱田止宿之節御馳走之留） （延宝元年～同四年）
- ⑦（松平紀伊守・同安芸守御馳走一件留） （延宝元年一〇月）
- ⑧（松平備後守等初而御暇國許到着之節御祝儀之儀ニ付書付） （宝永元年）
- ⑨（松平安芸守止宿之節御馳走之儀ニ付書付） 延宝二年三月一六日
- ⑩（有馬中務大輔御上り熱田止宿之節御馳走之儀ニ付書付） 延宝二年五月二一日
- ※有馬中務大輔は筑後久留米藩主有馬頼元のこと。
- ⑪（同心衆聟養子願先例書上） （正徳三年～享保二一年）
- ⑫（渡辺新左衛門同心石原弥藤次養子願之儀ニ付書付） 享保二年一一月二三日
- ⑬（同心衆養子名跡申付之留） （享保一〇年～元文元年）
- ⑭（御暇より御着城迄尾州御用（留））
- ⑮（筑山岩之儀ニ付書付）
- ⑯（服部太左衛門継日之御礼之儀ニ付書付） 享保三年一一月二一日
- ⑰（公儀御具足御祝并御煤払御日限之儀ニ付書付） （慶安二年～承応元年）
- ⑱（御具足御祝之儀ニ付書付） （承応元年正月）
- ⑲（御煤払日限之儀ニ付書付） （慶安三年～承応元年）
- ⑳（御城書之儀ニ付書付） （天和～明暦年間）
- ㉑（仲備御用取扱方之儀ニ付書状） （寛保二年）八月二九日 阿部石見（正茂）他三名→成瀬隼人正（正泰）殿他三名
- ㉒（御用勤方ニ付御国奉行江申渡候書付案） （元文五年八月）
- ㉓（岡書之覚）
- ㉔（覚（簞笥・箱・長持江入候印之覚））

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

形態・数量

- (25) (書物之覚)
 (26) 覚(書物之覚)
 (27) 松渙院様御書物之覚書 丑一〇月改
 ※松渙院は五代当主石河忠善の室。
 (28) 御目付尋并答
 (29) 御用大方心得之書付写 子一〇月一四日
 (30) 御同心之輩知行所下免付御普請役御用捨願之覚
 (31) (御在府之節勤向之留) (天明四年～寛政三年)
 (32) 築前福岡御簡略触書写
 (33) 於紀州御馳走御取扱之次第書付 (七月)
 (34) 申合有之覚書(江戸より七里ニ相談事申来候節)
 (35) 蓮花院様御代御状・留書帳摘写 (寛文元年～同一年九月)
 ※蓮花(華)院は二代当主石河正光のこと。
 (36) (天和之頃於江府屋敷諸事之面々覚書) (天和年間)
 ※竹腰阿波守(正辰他五名の記載あり。
 (37) (富永丹波殿・石川甚五左衛門殿法鉢願一件覚書) (寛文四年)
 (38) (成瀬豊前守等勤向并席次等覚書) (江戸初期)
 (39) (屋敷地変遷覚書)
 (40) 章長院様御代御状・留書帳摘写 (寛文一一年～宝永三年)
 ※章長院は三代当主石河章長のこと。
 (41) (凶面) ※縦じ込まれていて開封不能。
 (42) 御城帳書冒抜 享保六年八月朔日
 (43) (八朔名代勤向覚書) 享保六年八月
 (44) (御老中江御使者御豫參御供等之節勤向覚書)
 (45) (今般鎌御覽之節通達仕形伺付) 一〇月 三枝新八他一名→樅山奥内殿他二名

- (46) 御城帳之内（土用寒入御機嫌伺付書抜） 寛保元年五月二九日
- (47) 七里御状留書抜（火事之節町火消纏変更付） 享保五年七月六日 山澄将監（英貞）→大道寺駿河守（直秀）様他一名
- (48) 七里御状留書抜（火事之節纏使用付） 享保五年（子）八月六日
- (49) （御普請半役・無役より差上候壹分米之儀付伺） 享保年間
- (50) （石川出羽守御普請半役当年より壹分米之内半分御免付達） 享保一〇年
※端裏書「留書奉行より來ル」。付箋に「御伺書之写」とあり。
- (51) （当年より壹分米之内半分指上御礼付書付） 享保一〇年
※端裏書「享保十巴三通之内」。
- (52) （文昭院様御代替等惣出仕之節諸事覚書） 享保二年五月四日
- ※端裏書「享保式酉五月四日 御城物出仕付為伺御機嫌登城之事」。付箋あり。
- (53) （御暇乙・御拝領物等之節儀式覚書） 享保二年
- ※端裏書「享保式酉」。剝離箇所あり。
- (54) 御留守中（御留守御用付而之書付） 宝永六年（享保八年）
- (55) （当春参向之公家衆人名井儀式次第覚書） 享保九年
- (56) （勅使参向之節儀式次第覚書） 享保八年
- (57) （公家衆登城之上御太刀目録献上等之次第覚書） 享保九年二月七日
- ※端裏書「享保九辰三月七日 公家衆御出之節御取扱之品右御用人差出書付」。
- (58) 覚（鎧御覽之儀御役人衆御屋敷より被仰付度付） 一〇月
- (59) 張紙帳書抜（摂津守様御用人病氣付役儀御免之儀） 享保四年（同一四年）
- (60) （御家老御用人被仰付候節御加増其外之儀付書付） 正徳二年九月
- (61) 覚（去冬より之病氣之儀付）
- (62) （本家相続後御参府御帰国等之年月留） 享保一八年（明和九年）
※六代当主石河光當の時期に相当する。
- (63) （役替之儀付書付） 享保一六年四月・九月
- (64) （貴姫様御婚礼御用其外御役之儀付書付） 延享四年八月二二日

番号表題

年月日

差出(作成)→宛所

四四

形態・数量

※貴姫は三代藩主徳川綱誠の養女で延宝四年に浅野綱長と婚姻した。

(伍廻り之者共かさつ無之様心得之儀付書留) (寛延三年七月~八月)

御在國中御閑所手判留之内書抜 (延宝四年~宝暦三年)

覚(火事道具等書上) 卯九月

(市買御屋敷近所出火之節手当方覚)

了義様初而御預り被遊候節之御同心衆姓名并知行高 宝永三年

※了義様は二代当主石河正光のこと。

明知米払方之覚(御役人足代米其外付) 正月

乍恐謹而言上(紀伊守らせかれ過分之知行被仰付候儀付) 二月二七日 石川左近右衛門→本田(多)佐渡守様 他二名

乍恐謹而言上(石川紀伊守跡目之儀付) 二月二七日 石川五兵衛他一五名→本田(多)佐渡守様 他二名

〔石河文書一〕(年々都合米之覚・水損付御拝借相済候頭書・請取申御物成之事等)

① 年々都合米之覚 (享保二年~明治三年)

② 覚(御代官役並手代共上納米付書付) (享保五年正月)

③ 水損付御拝借相済候頭書 (宝曆七年~同八年・明和二年)

④ (庄屋三張置候諸覚) (享保二二年)

⑤ 定諸触控 (文政五年) 寄合所

⑥ (華美弊沢禁止付) (文政二一年) 寄合所→当町中へ

⑦ 覚(御同心明知高書上)

⑧ 覚割当分請取狀 (三月二六日) 沼新田庄屋 安立勘兵衛代 代助(印)→棚橋忠右衛門様

⑨ 覚(川欠定引付) (天保年間) 古津村庄屋 村瀬辰三郎(印)→岩田熊治郎殿

⑩ 覚(御調達金年賦頂戴付) 小衣斐村 長沼喜一→安井様・棚橋様

⑪ 乍恐御願奉申上候事(御物成差遣候様願上付) 駒塚村庄屋 伊藤利兵衛(印)→御代官御役所

⑫ 慶應元丑年一二三概剰込増米(書上) (慶應元年一月)

⑬ 覚納過代金并御控地分高懸り金子請取証文 (慶應二年)

⑭ 請取申御物成之事(寅年御物成付請取手形) (慶應三年) 沼新田庄屋 安立勘兵衛(印)→棚橋忠右衛門殿

横綴

一

- ⑯ 請取申御物成之事（寅年御物成二付請取手形）
⑰ 請取申御物成之事（辰年御物成二付請取手形）
⑱ 請取申御物成之事（巳年御物成二付請取手形）
⑲ 請取申御物成之事（辰年御物成二付請取手形）
⑳ 請取申御物成之事（寅年御物成二付請取手形）
㉑ 請取申御物成之事（辰年御物成二付請取手形）
㉒ 請取申御物成之事（巳年御物成二付請取手形）
㉓ 請取申御物成之事（辰年御物成二付請取手形）
㉔ 請取申御物成之事（寅年御物成二付請取手形）
㉕ 請取申御物成之事（辰年御物成二付請取手形）

（慶應二年）
（明治二年）
（明治二年）
（明治二年）

給使 山田覺左衛門 他一名↓棚橋忠右衛門殿
給使 山田覺左衛門 他一名↓岩田八九郎殿
給使 河本誠司 他一名↓岩田鎮次郎殿
給使 山田覺左衛門 他一名↓棚橋忠右衛門殿